

言語である手話の普及促進に向け ～静岡県手話言語条例～

が施行されました。

平成30年3月「静岡県手話言語条例」が、議員提案政策条例として、制定・施行されました。

「静岡県手話言語条例」は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の普及を促進することにより、ろう者を含む誰もが地域の一員として生活できる社会の実現を目指しています。

静岡県手話言語条例の概要

基本理念

- 1 手話の普及は、手話が独自の体系を持つ言語であることを理解するとともに、ろう者が手話により意思疎通を行う権利を尊重して行われなければならない。
- 2 手話の普及は、ろう者とろう者以外の者が相互に人格と個性を尊重しながら共生することを基本として、県民の手話への理解の促進及び手話を使いやすい環境の整備により図られなければならない。

施策内容

- ①手話を使いやすい環境の整備・基本理念に対する県民理解の促進
- ②手話を学ぶ機会の確保
- ③手話を用いた情報発信
- ④手話通訳者の養成・確保
- ⑤学校における手話の普及
- ⑥事業者への支援



～ろう者とは～

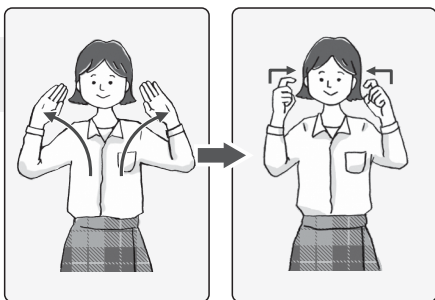
聴覚に障がいのある者のうち、手話を言語として日常生活又は社会生活を営む者をいいます。

(静岡県手話言語条例第2条第1項より)

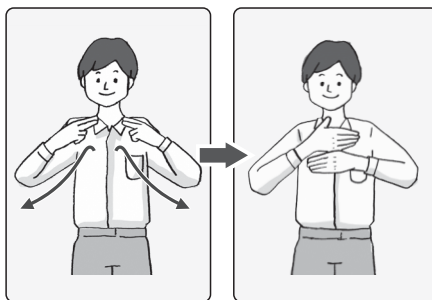
～手話とは～

手話は音声言語とは異なり、声に頼らない、手だけでなく表情や全身を用いる独自の体系を持つ言語です。

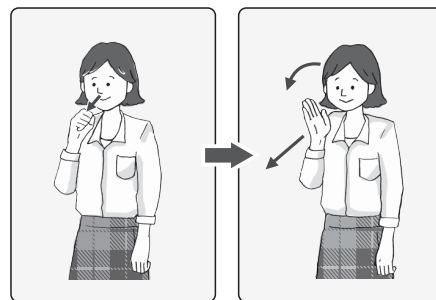
● こんにちは ●



● 静岡県 ●



● よろしくお願ひします ●



条例についてのお問合せ

静岡県 健康福祉部障害者支援局障害福祉課
電話：054-221-3319 FAX：054-221-3267
メール：shougai-fukushi@pref.shizuoka.lg.jp

聴覚障害や手話についてのお問合せ

公益社団法人静岡県聴覚障害者協会
電話：054-254-6303 FAX：054-254-6294
メール：office@shizudeaf.com

静岡県聴覚障害者情報センター
電話：054-221-1257 FAX：054-221-1258
メール：shizuoka@jousen.info